

令和8年度 株式会社平山組 安全講話

安全大会



諫早労働基準監督署 安全衛生課

諫早署管内の労働災害発生状況

災害事例

建設業の労働災害の特徴

足場の組立時の安全対策

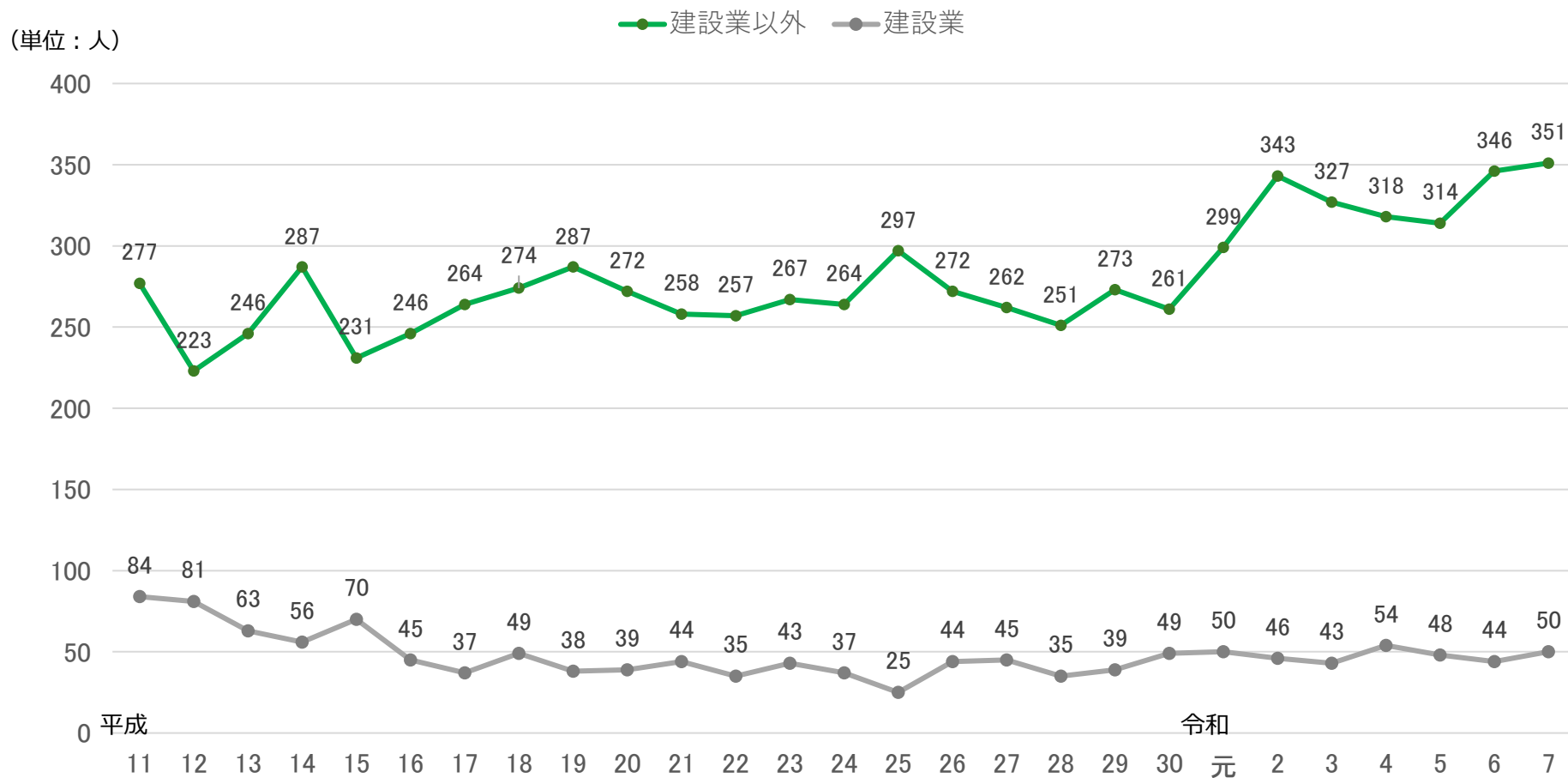
移動式クレーンの安全のポイント

熱中症予防対策

諫早署管内の労働災害発生状況

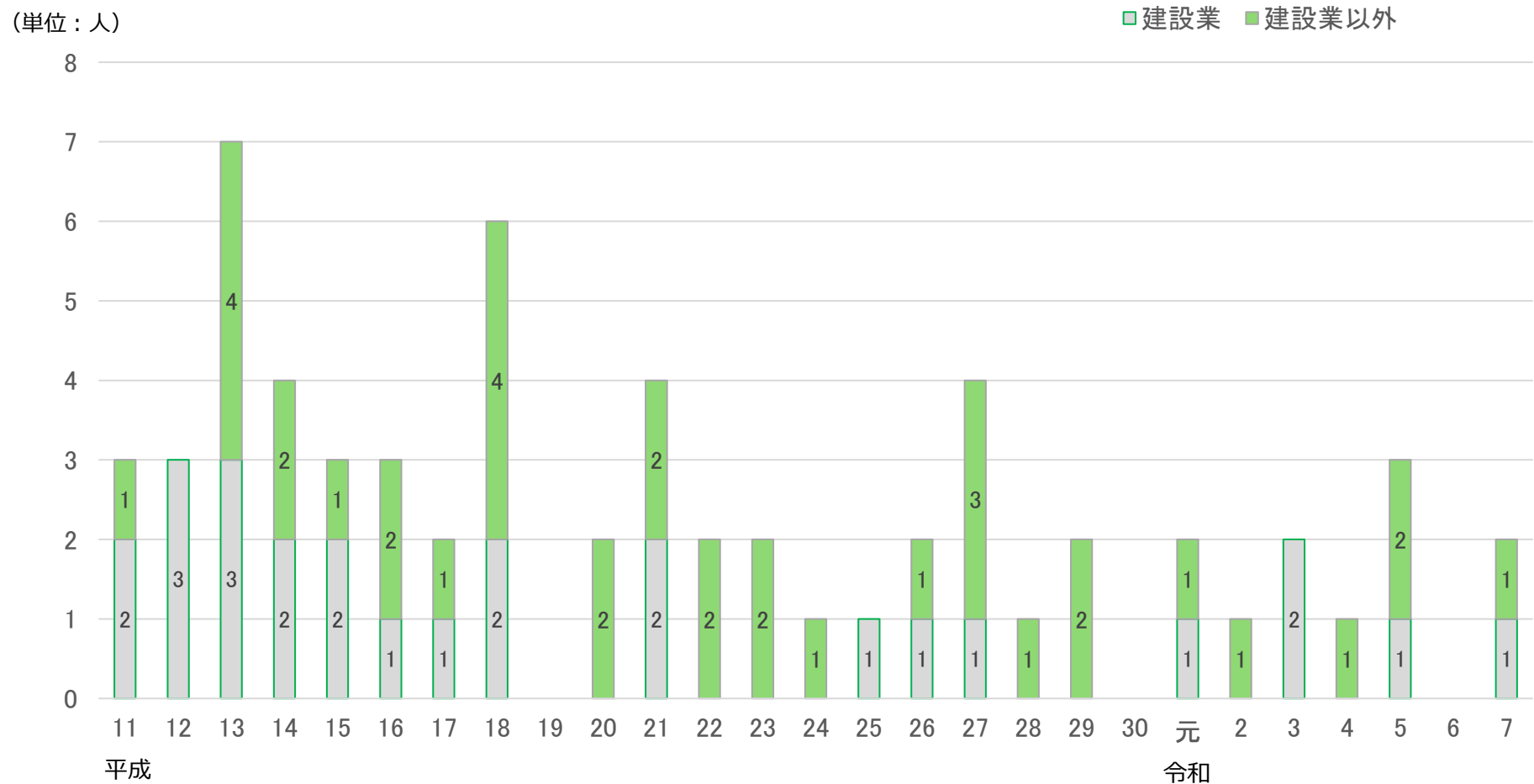
諫早署 死傷災害発生状況（全産業・建設業）の推移

- 全産業は長期的に増加し、令和7年は統計開始以降で最多の351人となった。
また、近年の建設業は、50人前後で推移している。



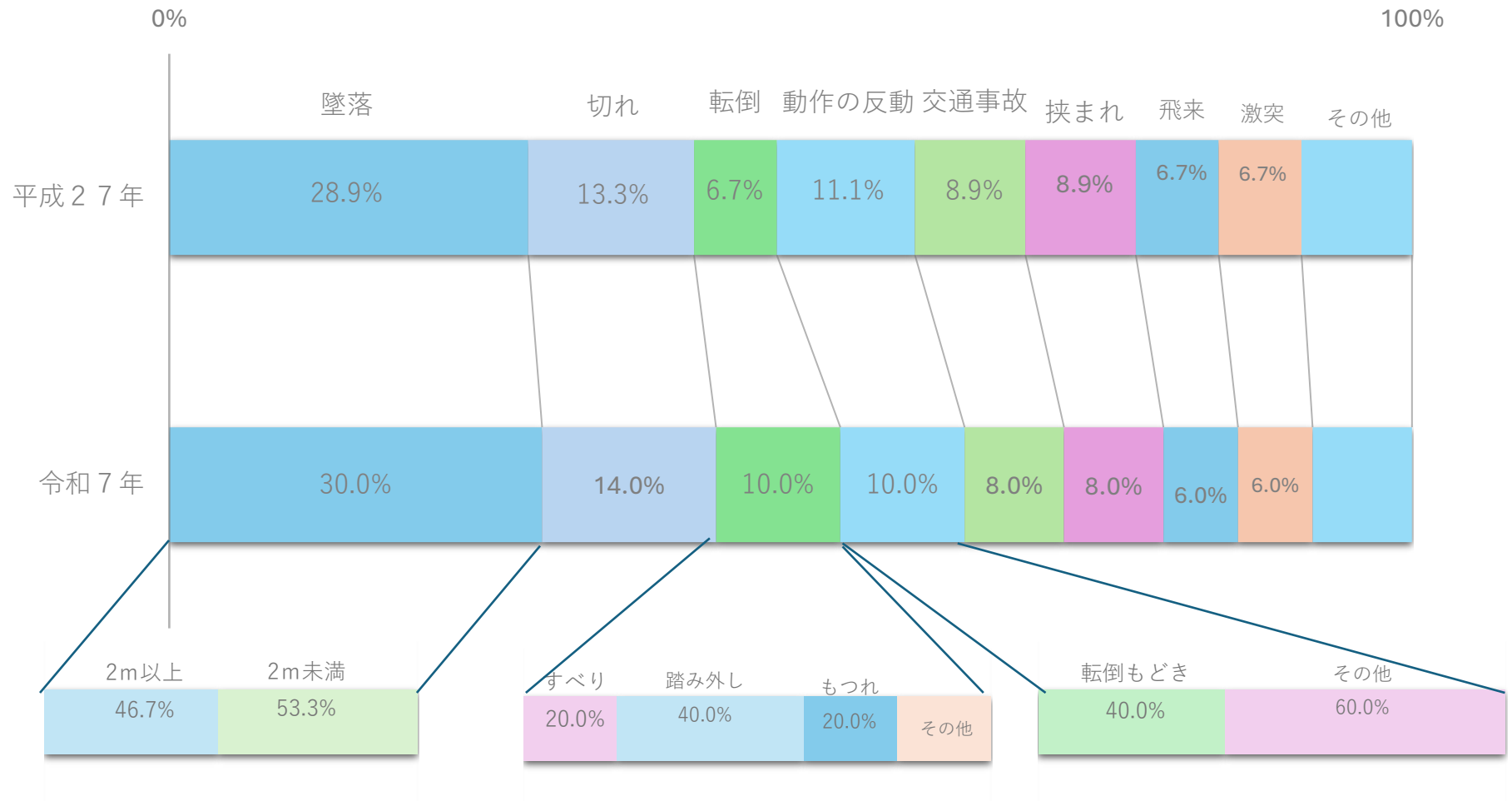
※ 労働者死傷病報告による（新型コロナ関連を除く）

➤ 死亡災害は、ばらつきはあるものの、減少傾向となっている。



※ 労働者死傷病報告による（新型コロナ関連を除く）

- 令和7年は、平成27年と比べ、墜落、切れ、転倒の割合が増加し、動作の反動、挟まれの割合が減少しています。

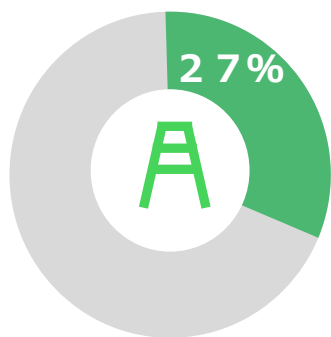


※ 労働者死傷病報告による（新型コロナ関連を除く）

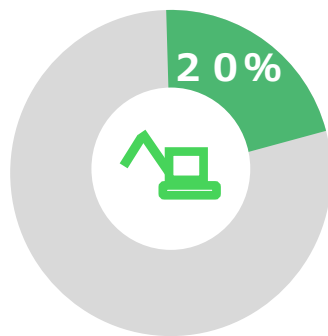
諫早署 死傷災害（令和7年）建設業の墜落災害 起因物別割合

➤ 令和7年については、平成27年と比べ転倒と動作の反動が増加し、墜落、挟まれ、切れが減少しています。

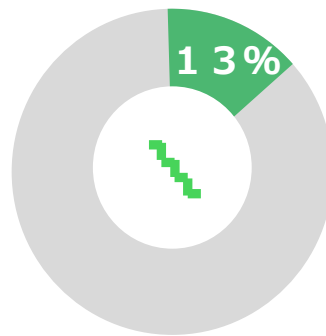
第1位 脚立・はしご



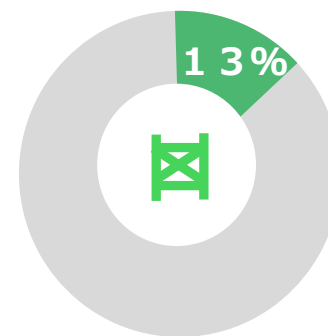
第2位 建設機械



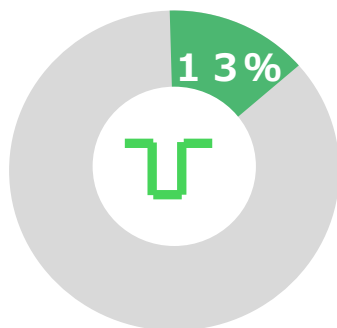
第3位 階段



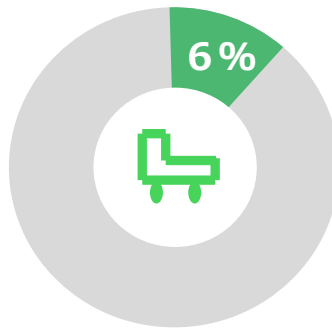
第3位 足場



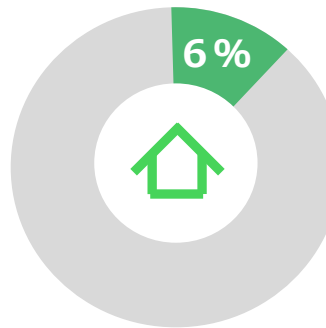
第3位 溝



第6位 トラック



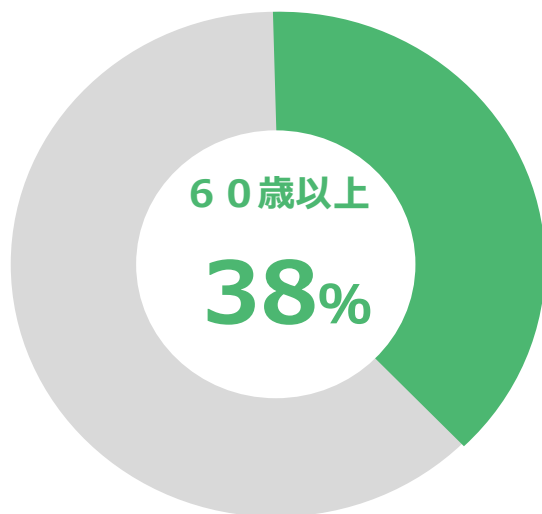
第6位 屋根



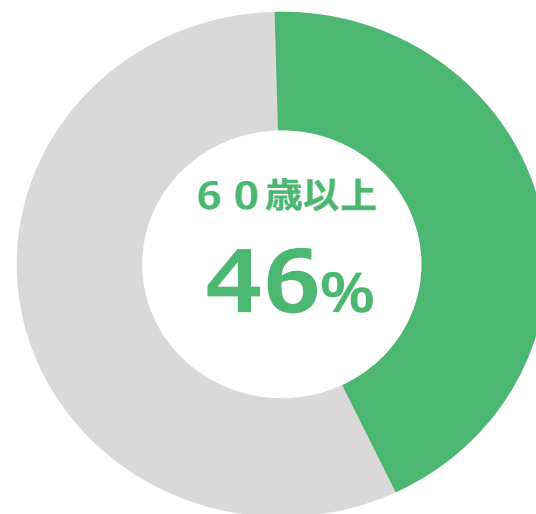
※ 労働者死傷病報告による
(新型コロナ関連を除く)

➤ 令和7年については、平成27年と比べ、8ポイント増加しています。

平成27年

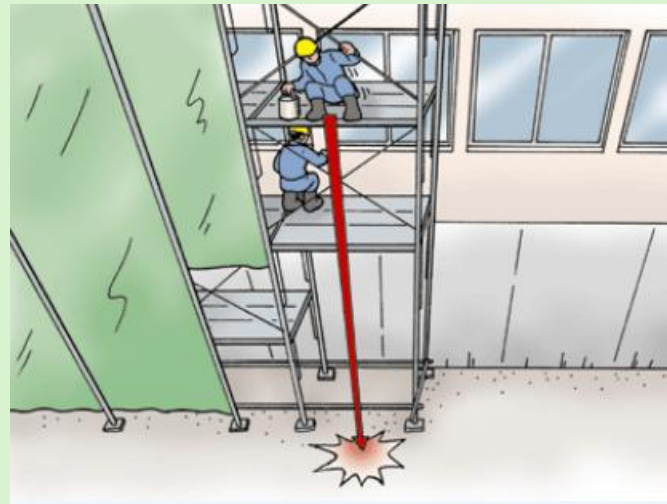


令和7年



※ 労働者死傷病報告による（新型コロナ関連を除く）

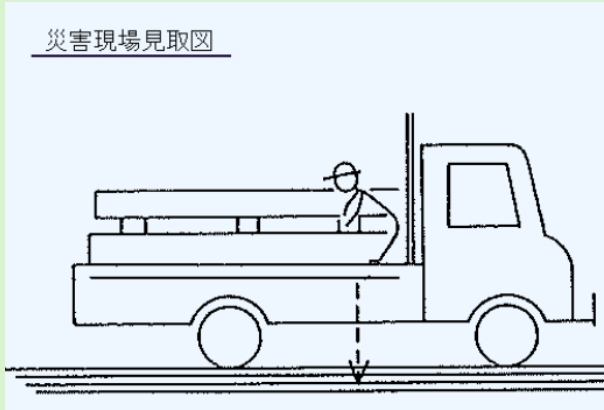
災害事例

工事の種類等	発生年月	職種	被災者情報
住宅の新築工事	令和8年2月	足場工	男性、40代
休業日数等	傷病名	起因物	事故の型
1カ月	右肋骨骨折	足場	墜落・転落
災害発生状況 被災者は、足場の3層目（高さ3.8m）で足場組立作業中、足場に立てかけていた単管（長さ3.6m）が倒れそうになったため、それを取ろうとしてバランスを崩し、地上に墜落した。 原因 ① 足場組立作業中に墜落制止用器具を使用していなかったこと。 ② 足場に単管を立てかけて放置していたこと。 具体的な対策 ① 足場組立作業中は墜落制止用器具を使用すること。 ② 不安定な場所に足場材料を保管しないこと。		 出典：厚生労働省 職場のあんぜんサイト	

※ 概要及びイメージの内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。

工事の種類等	発生年月	職種	被災者情報
道路の拡幅工事	令和8年4月	現場管理	男性、60代
休業日数等	傷病名	起因物	事故の型
2カ月	頭部打撲・裂傷	立木	飛来・落下
災害発生状況 被災者は、斜面での伐木作業に伴う転石の監視を行っていたところ、チェーンソーで伐倒する立木（高さ8m、直径30cm）にカズラが絡んでいたため、伐倒方向が変わり、被災者の頭部に当たった。 原因 ① 立入禁止区画を表示していなかったこと。 ② カズラにより伐倒方向が変わったこと。 具体的な対策 ① 立入禁止区域を標識等で表示すること。 ② 伐倒木について、あらかじめ、カズラを除去すること。また、伐倒方向が変わるおそれがあるときは、伐倒木をワイヤーで牽引すること。		 出典：厚生労働省 職場のあんぜんサイト	

※ 概要及びイメージの内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。

工事の種類等	発生年月	職種	被災者情報
会社敷地内	令和8年4月	解体工	男性、20代
休業日数等	傷病名	起因物	事故の型
6カ月	右足関節捻挫	トラック	墜落・転落
災害発生状況 被災者は、会社敷地内にて、2tトラックの荷台から積荷を卸していたとき、積荷により視界が悪く、足元が見えづらい状態であったため、バランスを崩し、荷台から墜落した。 原因 ① 荷台上において作業スペースを確保していなかったこと。 ② 荷台と地上との安全に昇降する設備を設けていなかったこと。 具体的な対策 ① 荷役作業における作業スペースを確保すること。 ② 荷台に安全に昇降できる昇降設備を設けること。		災害現場見取図  出典：厚生労働省 職場のあんぜんサイト	

※ 概要及びイメージの内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。

建設業の労働災害の特徴

ポイント① **全産業の約 3 分の 1 を占めている**
(雇用者は全産業の 1 割弱)

ポイント② **三大災害で全体の 7 割を占める**
(「墜落・転落」, 「機械災害」, 「土砂崩壊」)

ポイント③ **入場日数が浅い者の被災が多い**
(入場初日の被災が約3割)

ポイント① 現場の状況が日々変化する
(昨日は安全だったが、今日は危険?)

ポイント② 大型の機械が多数稼働している
(死亡災害に繋がりやすい)

ポイント③ 様々な職種の人が同じ場所で作業を行う
(建設業許可で28業種ある)

震災復旧・復興に向けた各種工事の本格化、緊急経済対策の実施による工事量の増加、世界情勢による原材料の不足、円安の経済情勢



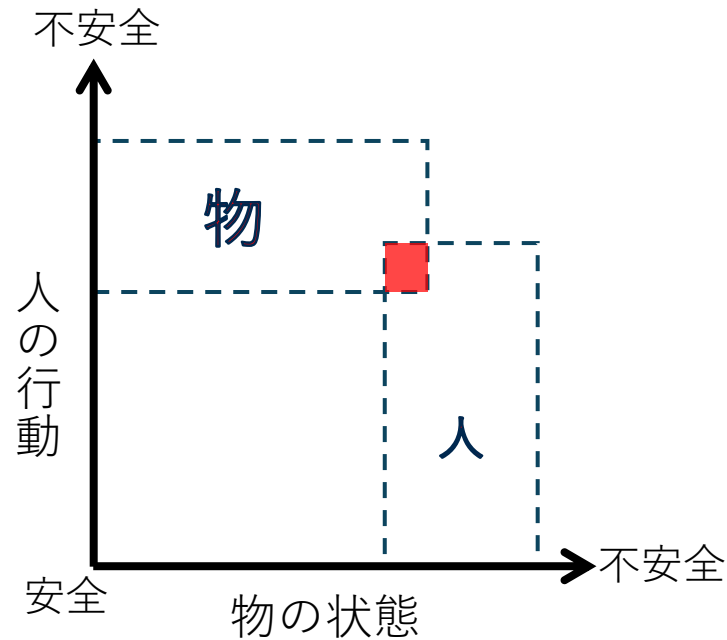
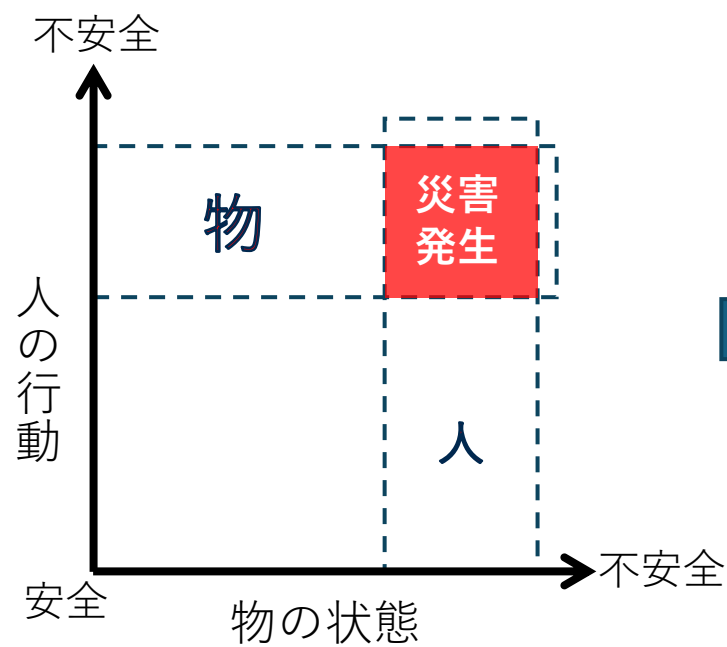
資材の高騰、技能労働者及び管理者の人材不足、工期のひっ迫



無理をする建設現場が多くなり、災害増加の懸念

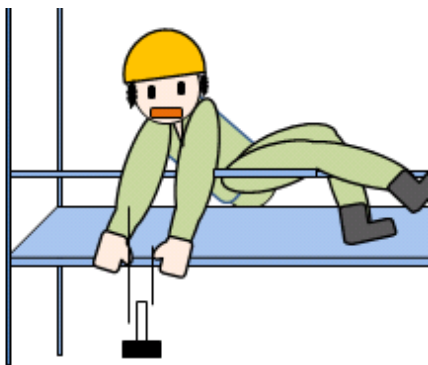
労働災害のメカニズム

- ・ 労働災害は、「物」と「人」との接触によって発生する
- ・ 「物」と「人」を安全にすれば、労働災害を防ぐことができる



(場面行動本能の事例)

手に持っていた工具を落としそうになり、慌ててそれを掴もうと、とっさに足場から身を乗り出し、墜落した。



(錯覚の事例)

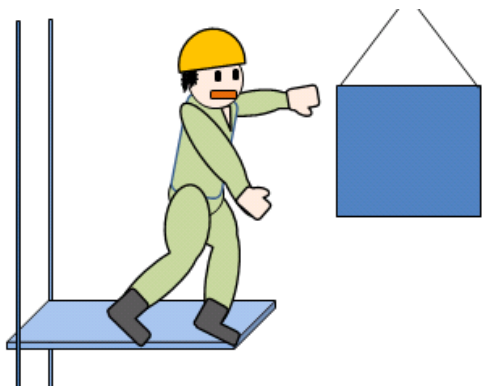
開口部はないと錯覚し、墜落した。



- 人間の「本能」や「能力」が原因のヒューマンエラーは防ぎにくい。
- 基本は、設備的対策で、「ヒューマンエラーを起こしても災害に至らない」対策を講じましょう。(本質的安全対策)

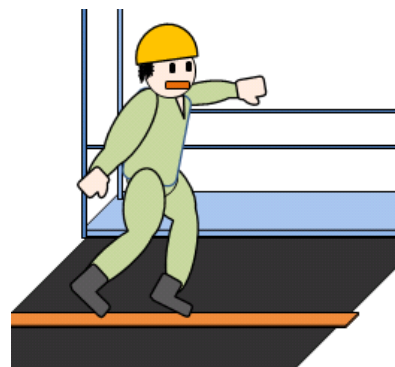
（危険軽視、慣れの事例）

足場上で型枠材料の搬入中、バランスを崩し、安全帯の未使用のため墜落した。



（近道、省略行動の事例）

切梁の上を歩いて、バランスを崩し墜落した。



- 人間の「性質」に関するヒューマンエラーは、容易に防ぐことが可能なものが多い。
- 「安全衛生教育」や「指差し呼称」の徹底で、正しいルールや作業手順の順守徹底を行ってください。

- 立っている物は倒れる → 仮置きした荷物、機材
- 吊っている物は落ちる → クレーンの吊荷
- 高い所にある物は落ちる → 工具、材料
- 丸い物は転がる → パイプ、タイヤ、車輪
- 動いている物にははさまれる → 自動溶接機
- 回転している物には巻き込まれる → グライNDER
- 張力が掛かっている物は切れる → ワイヤー、ロープ

自分が被災した場合

どんなに小さな怪我でも、責任者に報告する

仲間が被災した場合

- ① 異常を発見したら、直ちに責任者に報告する。
- ② 被災者の応急手当を行う。
(感電や酸欠、建物の倒壊では、2次災害の危険があるため、責任者の指示に従う)

足場の組立時の安全対策

① 足場の**躯体壁側**の措置

足場との躯体壁との隙間はできる限り30cm以内とすることが望ましく、手すり、中さん、幅木の設置が必要です。

② 足場の**妻側**の措置

足場の妻側にも、手すり、中さん、幅木の設置が必要です。

③ 足場の**建地**の措置

手すりが設置できなくなるため、建地を1本飛ばしで設置するのは止めてください。

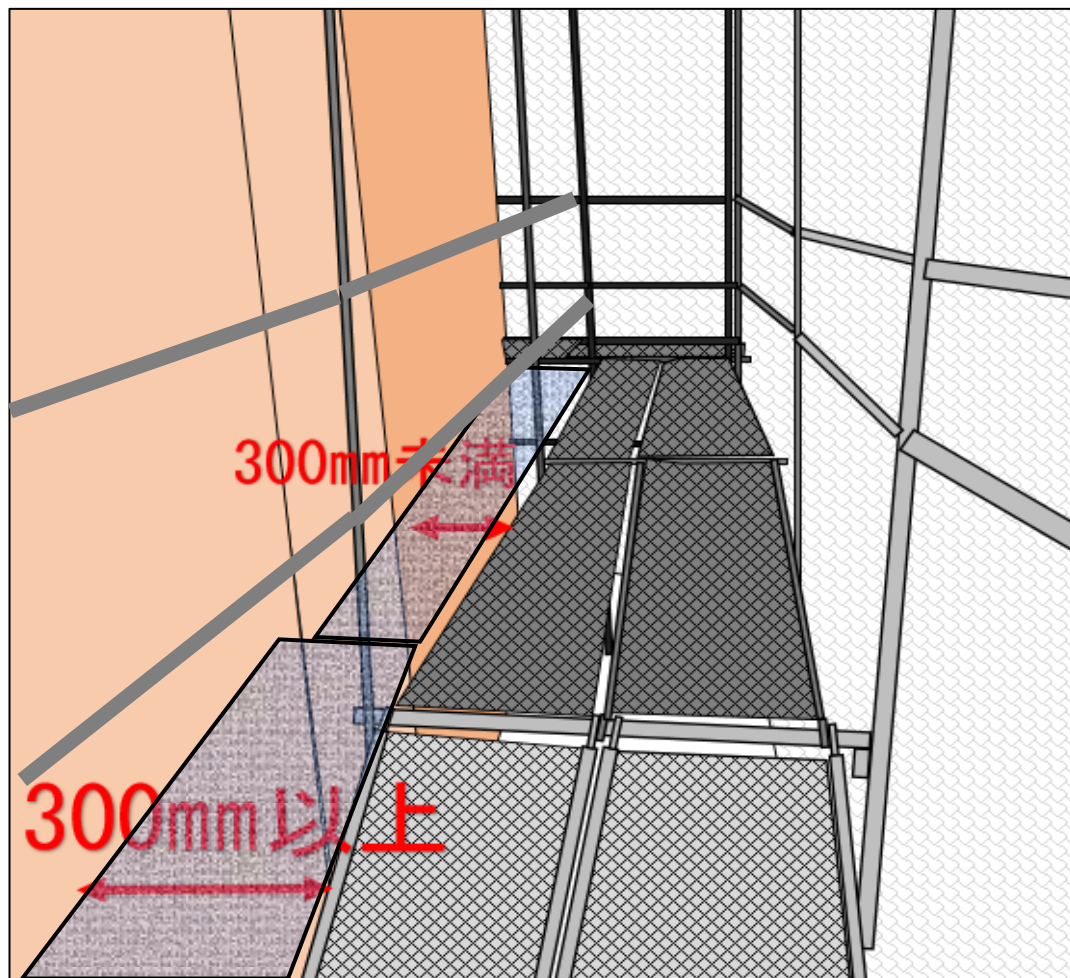
④ 足場組立て**特別教育**の実施

足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上での補助作業の業務を除く）を行う労働者に特別教育を実施してください。

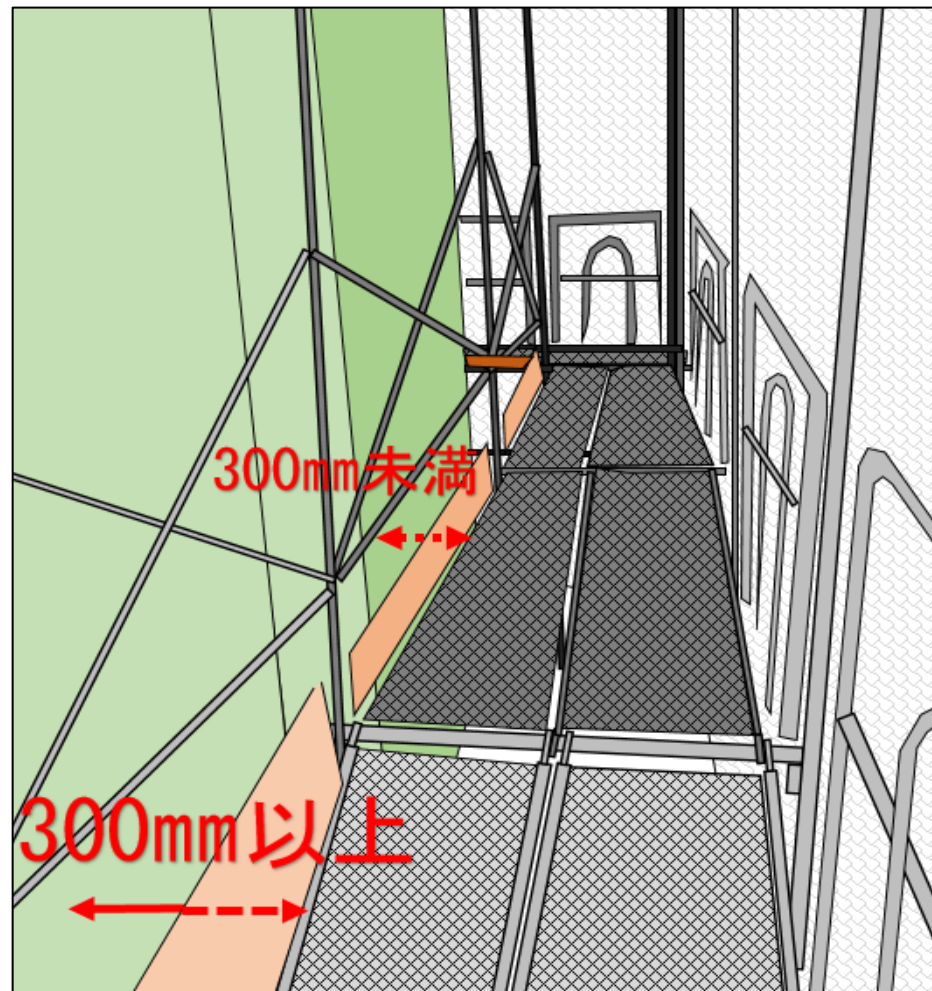
⑤ 足場の**表示**関係

作業主任者の氏名等、最大積載荷重等を見やすい箇所に掲示してください。

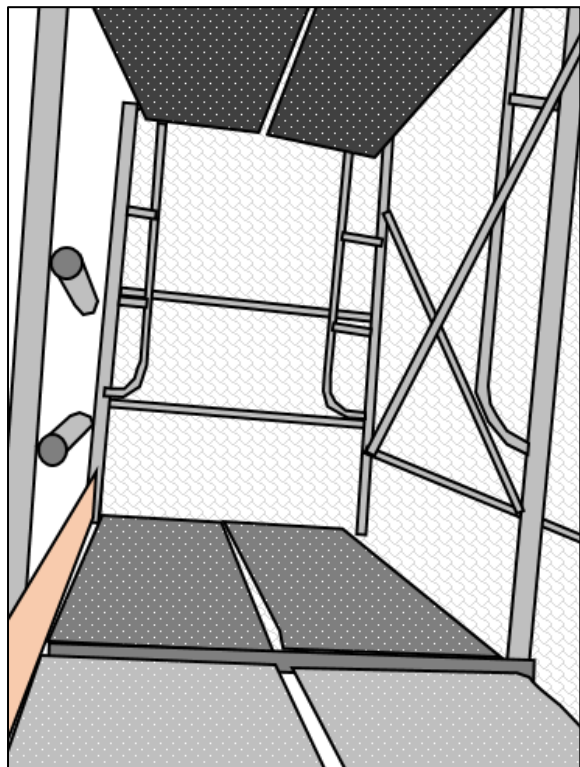
【くさび緊結式足場の場合】



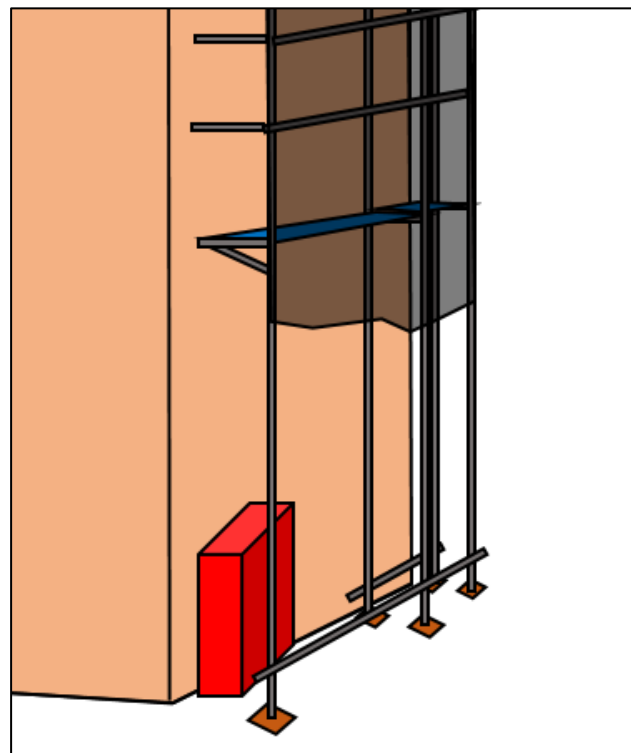
【 桝組足場の場合 】



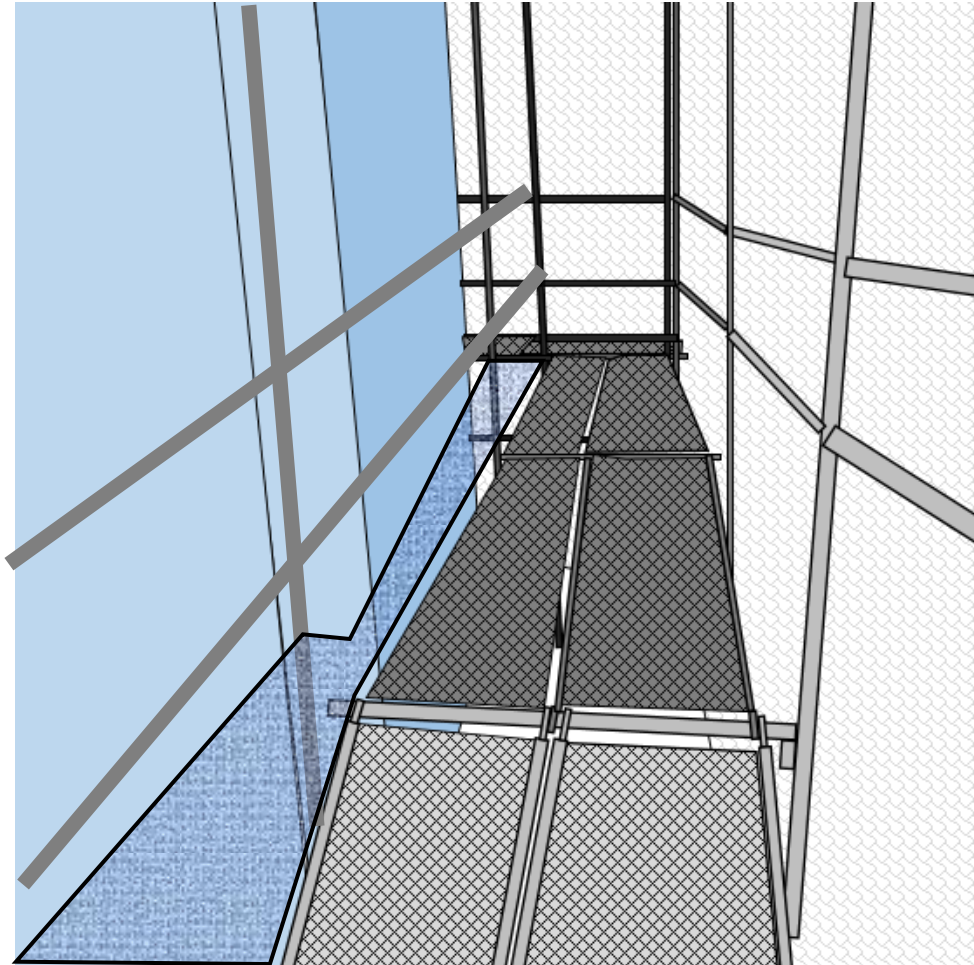
【 本足場（枠組足場）の場合 】



【 一側足場の場合 】

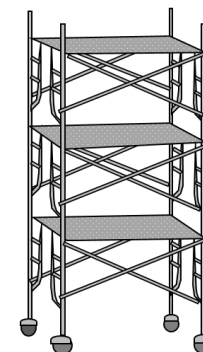
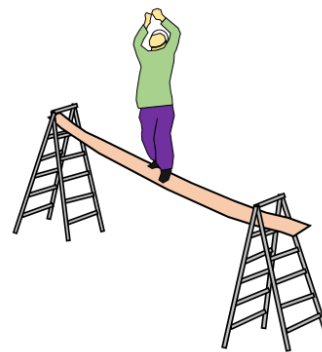


【くさび緊結式足場の場合】



足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事する労働者には、当該特別教育の実施が義務付けられています。

足場の特別教育は、うま足場やローリングタワーも該当します。



足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者等は、特別教育の科目の全部について省略することができます。

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の際には、見やすい箇所に足場組立等作業主任者の氏名等、足場の最大積載荷重、足場組立て中にかかる立入禁止等の掲示を行ってください。



一側足場等にかかる法令改正

一側足場の使用範囲

本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則とし、一側足場の使用範囲の明確化（令和6年4月1日施行）

足場の点検

足場の点検を行う際、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるとともに、足場の完成後等の足場の点検後の記録事項に「点検者の氏名」を追加

移動式クレーンの安全のポイント

移動式クレーン

つり上げ荷重が 5 トン以上 の移動式クレーンの運転	免許 (移動式クレーン運転士)
つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満 の移動式クレーンの運転	技能講習
つり上げ荷重が 1 トン未満 の移動式クレーンの運転	特別教育

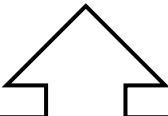
玉掛け

限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上 のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	技能講習
制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン未満 のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け	特別教育

0.9t吊りのドラグ・ショベル（クレーン仕様機）にて0.9tの土嚢を吊り、アームを伸ばした状態で旋回しドラグ・ショベルが転倒。

【労働安全衛生規則第164条】

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

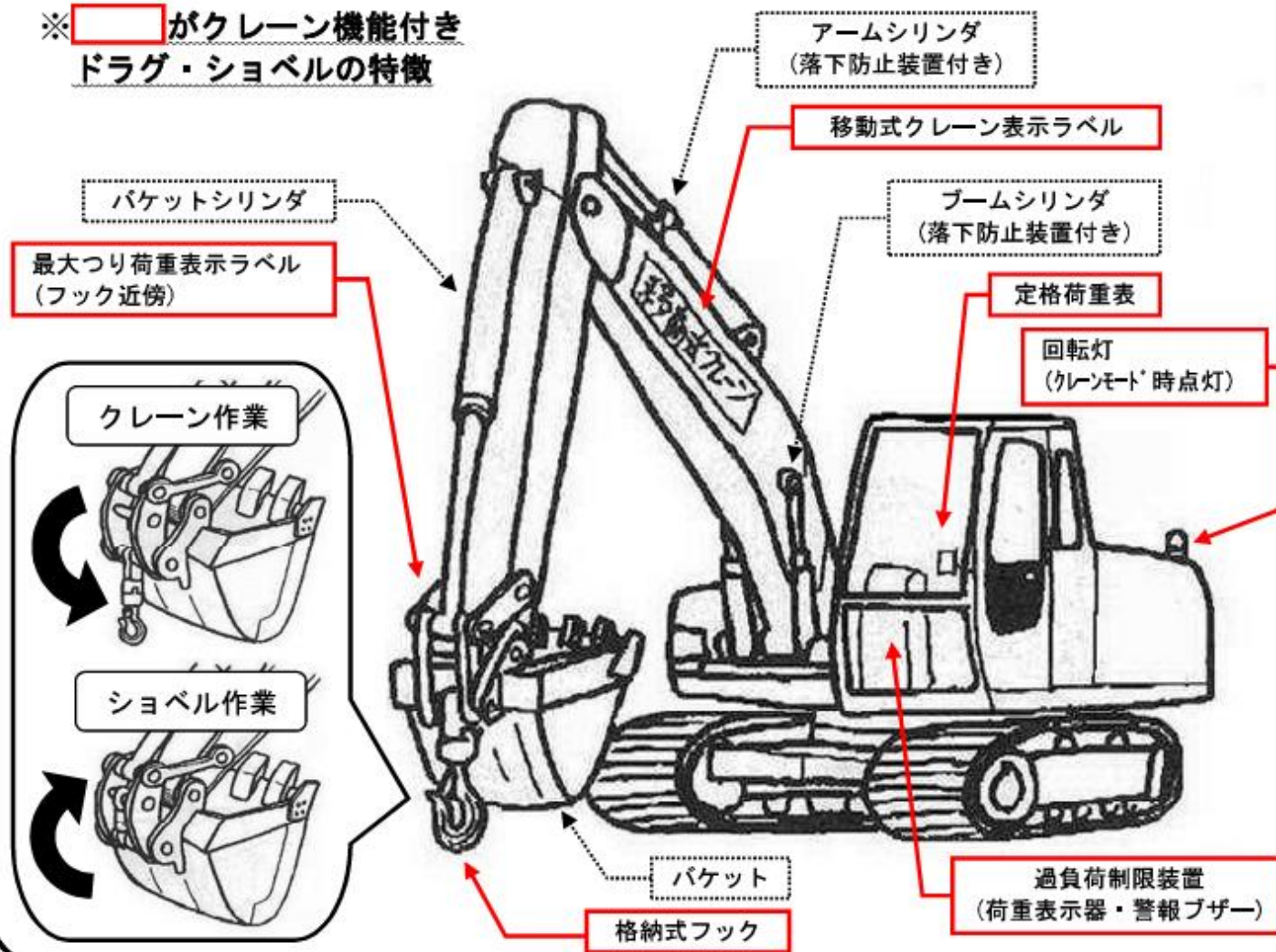


クレーンモードへ切り替えていたかどうか重要。

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

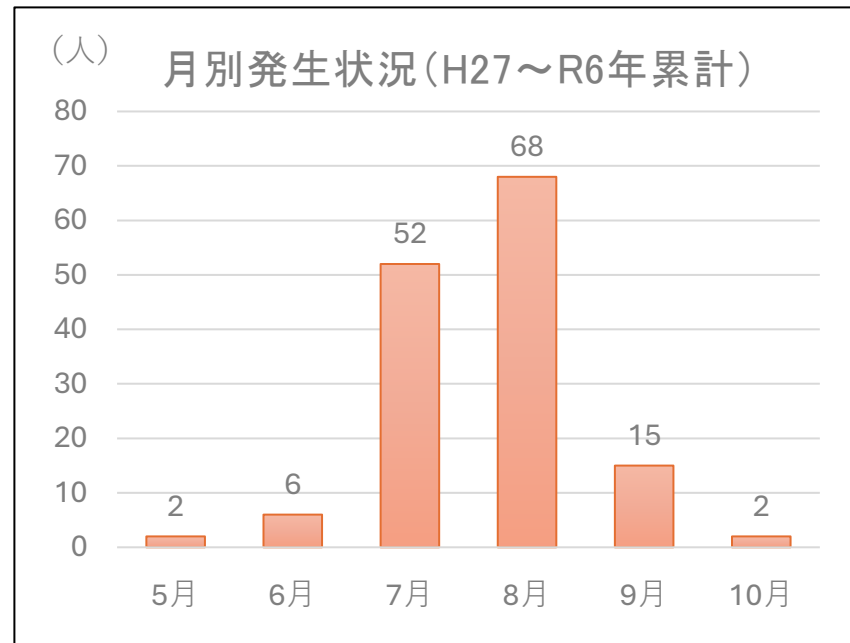
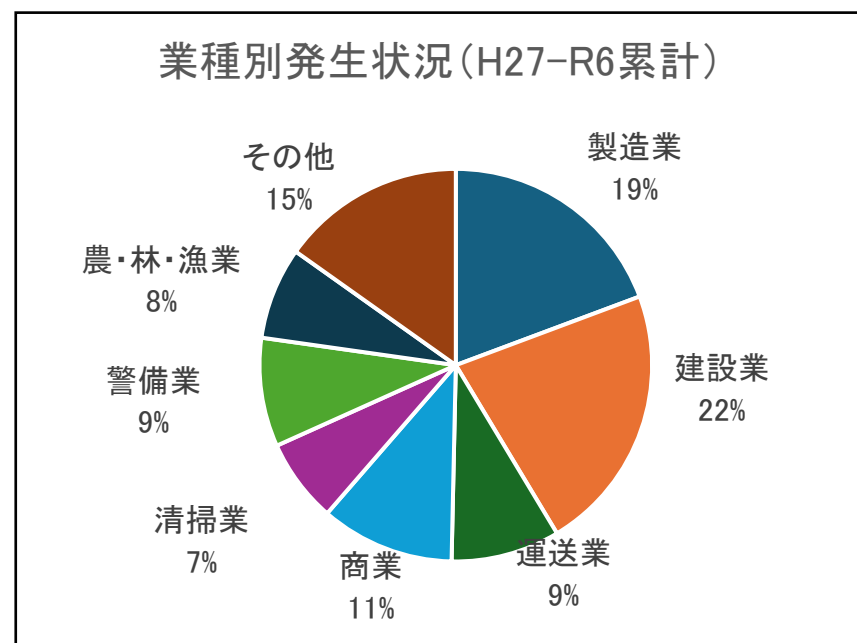
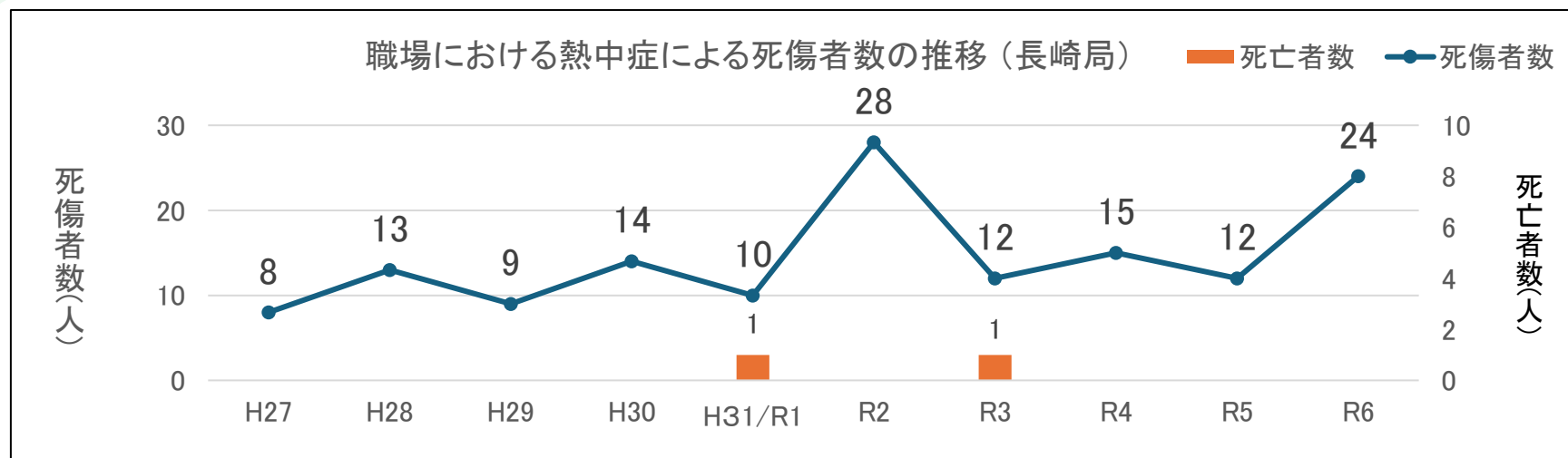
「クレーン 第41巻 4号 2003」(社団法人日本クレーン協会)より

※ がクレーン機能付き
ドラグ・ショベルの特徴

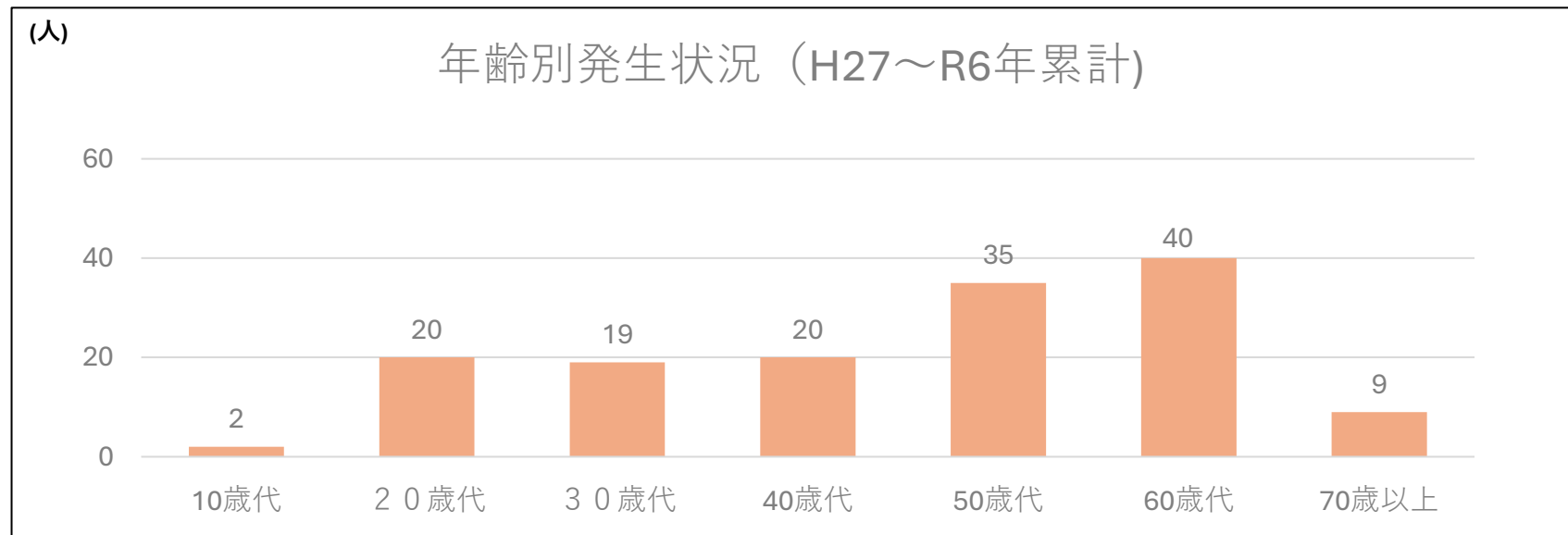
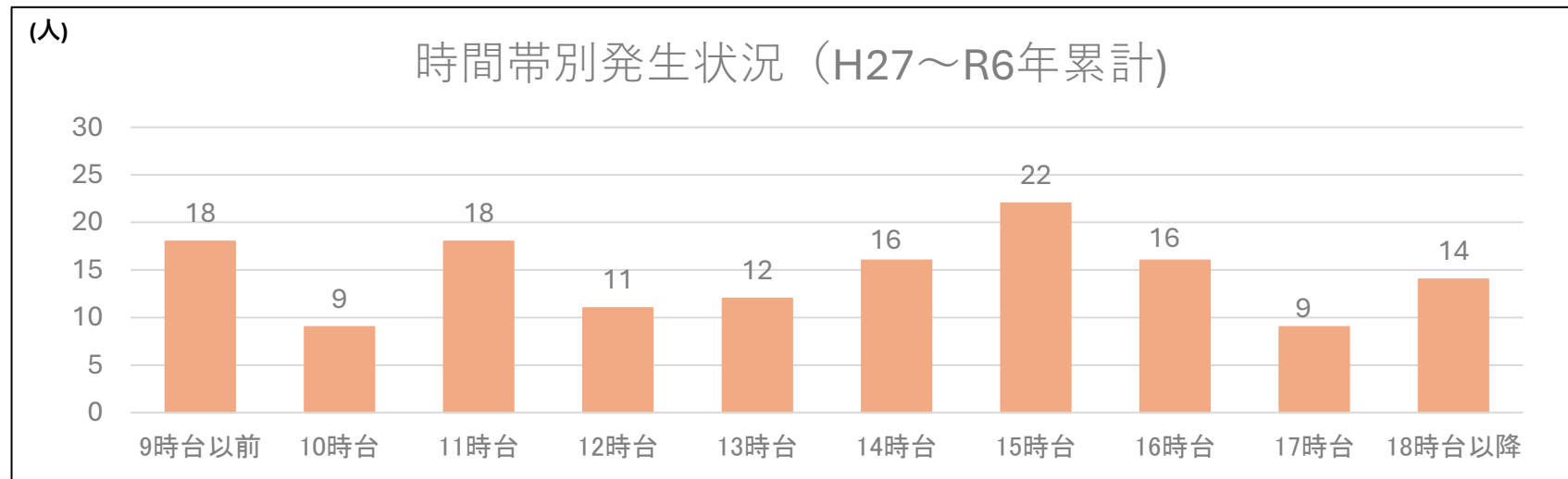


熱中症予防対策

職場における熱中症による死傷者数の推移



職場における熱中症による死傷者数の推移



職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



早急に求められる対策

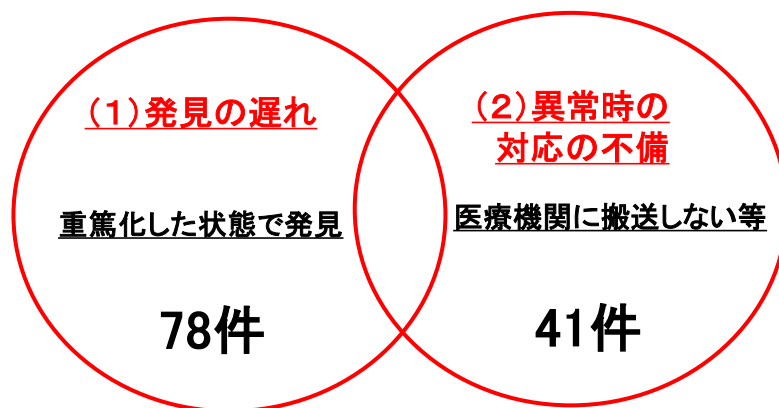
「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において、

**死亡に至らせない(重篤化させない)
ための適切な対策の実施が必要**

「初期症状の放置・対応の遅れ」

100件の内容は以下のとおり



基本的な考え方

見つける



例) 作業員の様子がおかしい

判断する



例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



例) 救急車は到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※ 報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- ② 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

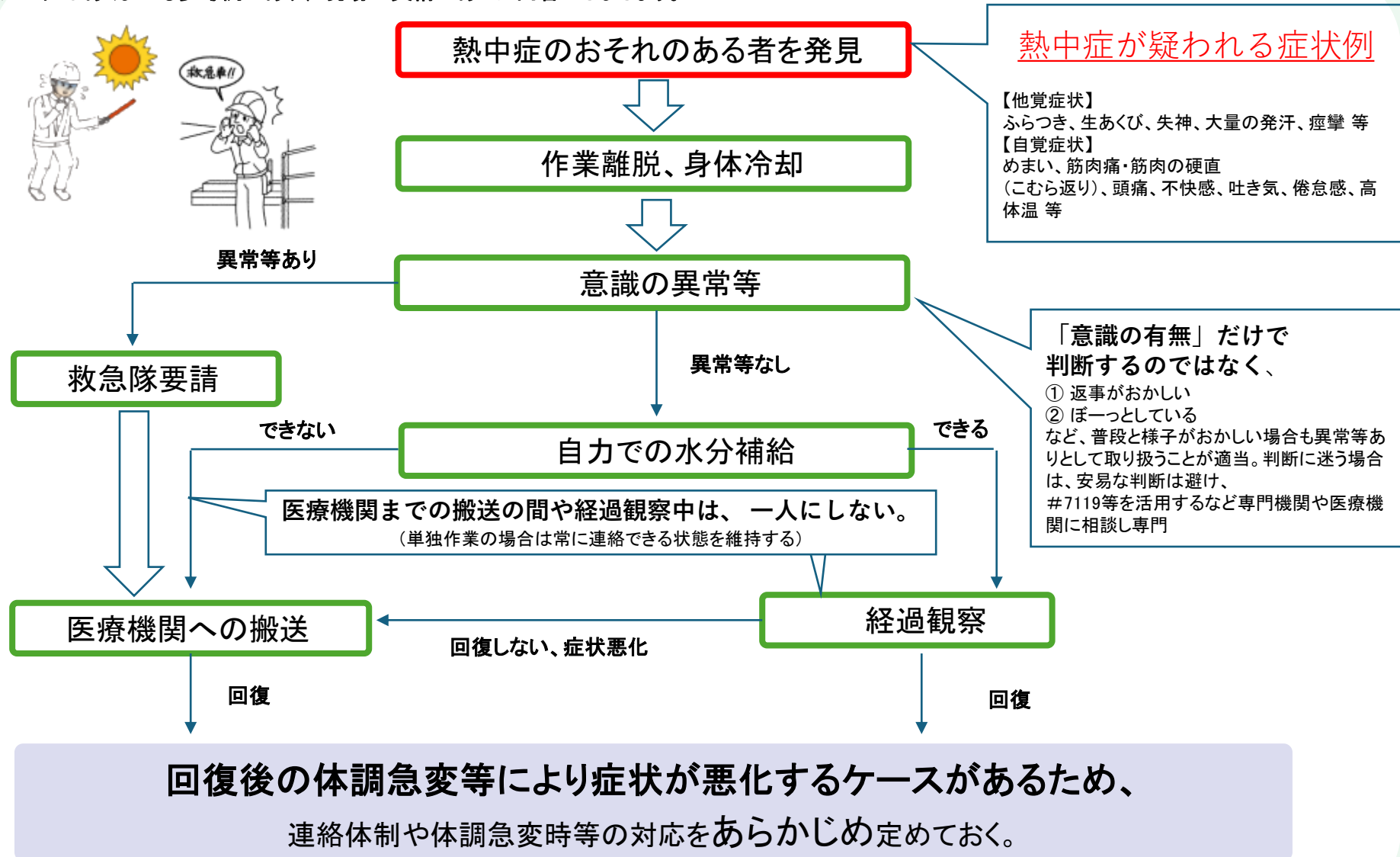
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知
- ※ 参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
- ※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
- ※ 同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応をお願いします。

対象となるのは

「WBGP28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

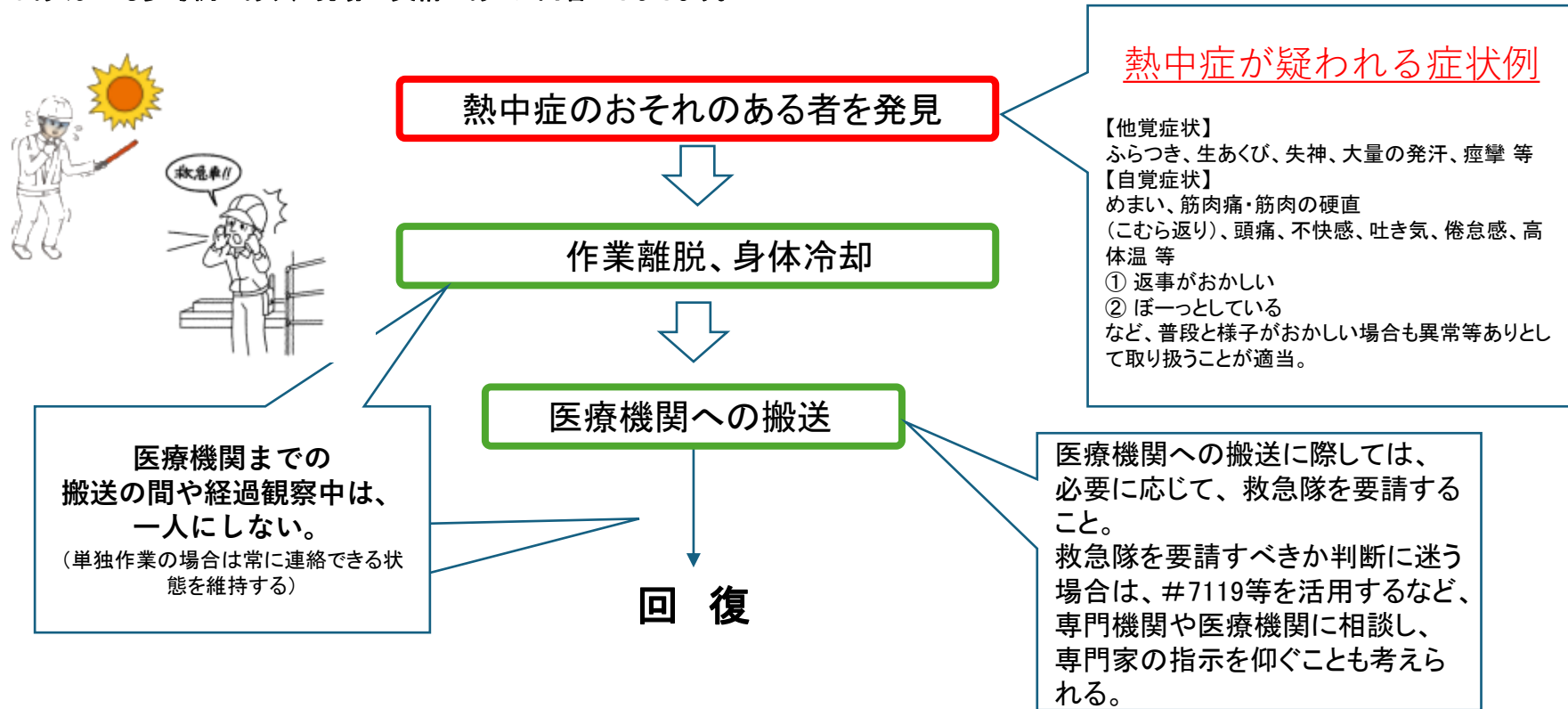
熱中症のおそれのある者に対する処置の例フロー図

※ これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例フロー図

※ これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

第 1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT 基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT 基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

▶ それでも基準値を超えてしまうときには、

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

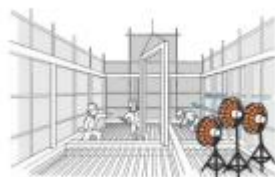
第2 熱中症予防対策 と行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。



(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと

(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

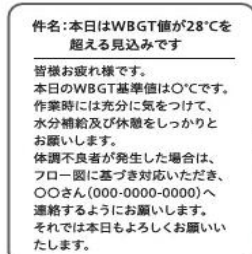
手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】



【メールやイントラネットでの通知】





熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。





←キャンペーン実施要領

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点対策		

準備期間 4月 にすべきこと

☐

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立

☐

暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

☐

作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

☐

設備対策の検討

暑さを削減するための器具や薬剤、通風または冷房設備、放水設備の設置を検討

☐

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討

☐

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や凉水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

☐

教育研修の実施

管理者、労働者に対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning


☐

緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

[主催]厚生労働省、中央労働安全衛生的会、労働環境改善推進協議会、路上労働災害事故防止協会、商業施設労働災害事故防止協会、消費者庁、国土交通省、警察、消防、建設労働安全衛生協会、一般社団法人日本労働安全衛生協会、一般社団法人日本建設労働安全衛生協会 [後援]経済産業省、国土交通省、労働政策研究・研修機構、労働安全衛生委員会、労働基準監督署

(R.7.2)

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。



STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

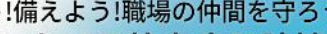


職場における熱中症
予防対策ポータルサイト

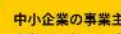


[HOME](#)
[健康と安全の街角Q](#)
[労働安全について](#)
[品保輸入品について](#)
[海外労働](#)
[労働関係](#)
[労働安全](#)
[労働安全衛生](#)

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド




[CLICK](#)

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下 1、 2 の事項を事業者により義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ② 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 作業からの離脱
- ② 身体のコoldown
- ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

（1）公布日 令和7年4月15日

（2）施行日 令和7年6月1日



長崎ゼロ災運動 アクションZERO 第12弾!

アクションZERO 長崎ゼロ災運動は今回で12年目となりました。
この運動に参加し、取組みを実施した事業場からは「安全衛生意識の向上」、「安全衛生活動の活性化」等の効果が得られ、労働災害の防止に繋がった、という声が挙がっています。マンネリ化した安全衛生活動を変えるきっかけに、ぜひ運動にご参加ください。

参加資格

- ・ 長崎県内に所在するすべての事業場
- ・ 長崎県内の建設現場（元請）で、期間中に1ヶ月以上の工期がある

運動期間

令和 8 年 7 月 1 日 ~
令和 8 年 1 2 月 3 1 日



目 標

運動期間内中

- ① 労働災害ゼロ
- ② 業種ごとの選択目標達成

参加申込

令和 8 年 10 月 31 日まで

結果報告

令和 9 年 1 月 1 日 ~
令和 9 年 1 月 20 日

お問合せ先：長崎労働局 労働基準部 健康安全課
TEL：095-801-0032

「アクションZERO 長崎ゼロ災運動」は今年で第12回目を迎えます。

● 運動期間： 7 月 1 日 ~ 12 月 31 日

● 目標の設定

① 全体目標 ⇒ 「休業災害ゼロ」

(加えて)

② 業種ごとに選択目標 (1つ以上)

● 申込期間： 10月31日まで

7 月 1 日以降でも随時参加 (10/31まで) 頂けます。7 月 1 日以降に参加申込をされた場合でも、運動期間は 7/1 ~ 12/31 の 6 か月の無災害を目標として下さい。

なお、建設現場の場合には、工事期間が 6 か月 (7/1 ~ 12/31) に満たない場合でも、運動期間中に 1 か月以上の工期がある元請工事で参加頂けます。

ご清聴ありがとうございました。

ご安全に！